

八千代市地域防災計画（素案）

【大規模事故編】

令和 年 月

八千代市防災会議

[大規模事故編] 目 次

第1章 総則

第1節 計画の策定方針	1-1
第1 計画の目的	1-1
第2 災害の範囲	1-1
第3 計画の構成	1-1
第2節 災害時の活動体制	1-2
第1 非常配備及び本部設置の基準	1-2
第2 現地災害対策本部の設置	1-2
第3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携	1-2

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画	2-1
第1 災害予防計画	2-1
第2 災害応急対策計画	2-4
第2節 林野火災対策計画	2-6
第1 災害予防計画	2-6
第2 災害応急対策計画	2-7
第3節 危険物等災害対策計画	2-8
第1 災害予防計画	2-8
第2 災害応急対策計画	2-11
第4節 鉄道災害対策計画	2-14
第1 災害予防計画	2-14
第2 災害応急対策計画	2-15
第5節 航空機災害対策計画	2-18
第1 災害予防計画	2-19
第2 災害応急対策計画	2-20
第6節 道路災害対策計画	2-23
第1 災害予防計画	2-23
第2 災害応急対策計画	2-25
第7節 放射性物質事故対策計画	2-27
第1 基本方針	2-27
第2 放射性物質事故の想定	2-28
第3 災害予防計画	2-29
第4 災害応急対策計画	2-32
第5 災害復旧対策計画	2-36

第1章 総則

第1節 計画の策定方針

第2節 災害時の活動体制

第1節 計画の策定方針

- 第1 計画の目的
- 第2 災害の範囲
- 第3 計画の構成

第1 計画の目的

災害対策基本法の対象災害には、暴風、豪雨、地震等の自然現象によるものほか、大規模な火事、爆発、その他多数の被災者を伴う大規模な事故が含まれる。

本市は成田国際空港から36kmに位置し、航空機の墜落、炎上等による災害の危険性がある。また、市内には密集市街地、まとまった林野、石油類や高圧ガス等の危険施設、鉄道や道路等の交通施設があり、これらの場所や施設において事故が発生した場合には、大規模な災害となって市民等に大きな被害を与える危険性をはらんでいる。さらに、放射性物質の事故が発生した場合には、放射性物質の特性等を踏まえた特殊な災害対応が必要となる。

本計画は、こうした大規模事故を想定して、災害の発生を予防し、かつ、災害発生時に円滑に応急活動を行うための対策を定めたものである。

なお、本計画に定めのないものは、震災編及び風水害編に準ずるものとする。また、災害復旧・復興計画は、放射性物質事故を除いて本計画に定めていないが、原則として、それぞれの事故の原因者が実施するものとし、それにより対応できない場合は、震災編の災害復旧・復興計画に準ずるものとする。

第2 災害の範囲

本計画は、「八千代市地域防災計画」のうちの大規模事故対策編であり、災害の範囲は、大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故とする。

第3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

総則	計画の目的・範囲・構成を定めたもの
大規模火災対策計画	大規模火災に対する予防対策、応急対策について定めたもの
林野火災対策計画	林野火災に対する予防対策、応急対策について定めたもの
危険物等災害対策計画	危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等の災害に対する予防対策、応急対策について定めたもの
鉄道災害対策計画	鉄道災害に対する予防対策、応急対策について定めたもの
航空機災害対策計画	航空機災害に対する予防対策、応急対策について定めたもの
道路災害対策計画	道路災害に対する予防対策、応急対策について定めたもの
放射性物質事故対策計画	放射性物質事故に対する予防対策、応急対策、災害復旧対策について定めたもの

第2節 災害時の活動体制

- | |
|-------------------------|
| 第1 非常配備及び本部設置の基準 |
| 第2 現地災害対策本部の設置 |
| 第3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携 |

第1 非常配備及び本部設置の基準

対象事故	大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道灾害、航空機事故道路灾害	放射性物質事故
(第1配備)	応急対策本部（大規模事故） (本部長：副市長) ※本部長が必要と認めたとき。	応急対策本部（放射性物質事故） (本部長：副市長) ※本部長が必要と認めたとき。
	大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道灾害又は航空機事故等の大規模災害が発生、又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
(第2～第3配備)	災害対策本部（大規模事故） (本部長：市長)	災害対策本部（放射性物質事故） (本部長：市長)
	大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道灾害又は航空機事故等により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。	放射性物質事故により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。

第2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する支所・連絡所と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

第3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

本部長は、災害の現場において、現地関係機関（県、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業所等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関と連絡調整を図るものとする。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

第2節 林野火災対策計画

第3節 危険物等災害対策計画

第4節 鉄道災害対策計画

第5節 航空機災害対策計画

第6節 道路災害対策計画

第7節 放射性物質事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第1 災害予防計画

項目	担当部	関係機関
1 防災空間の整備・拡大	都市整備部、経済環境部、消防本部	千葉国道事務所、千葉土木事務所
2 市街地の整備	都市整備部	—
3 建築物不燃化の促進	都市整備部、財務部、教育委員会、各部	県、各施設管理者、事業所等
4 防火対策の推進	消防本部	県、各施設管理者、事業所等、消防団
5 消防力の整備	消防本部	消防団

1 防災空間の整備・拡大

震災編・第2章・第2節・第1「延焼遮断帯の整備」及び 第3「オープンスペースの確保」に準ずる。(震災-2-6, 2-7 参照)

2 市街地の整備

震災編・第2章・第2節・第2「市街地の整備」に準ずる。(震災-2-7 参照)

3 建築物不燃化の促進

震災編・第2章・第2節・第5「建築物の耐震・不燃化等の促進」に準ずる。(震災-2-8~9 参照)

4 防火対策の推進 【消防本部】

(1) 火災に係る立入検査

消防本部は、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

なお、立入検査の主眼点は、次のとおりとする。

ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消防設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているか。

イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラ・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が火災予防条例で定める基準どおり確保されているか。

ウ コンロ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が火災予防条例どおり確保されているか。

エ 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、火災予防条例に違反

していないか。

- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が火災予防条例に違反していないか。
カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているか。

(2) 住宅防火対策

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、県並びに千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、住宅用防災機器等の展示、講演会の開催、啓発用パンフレットの作成により普及促進に努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

(3) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- | |
|--|
| ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施 |
| イ 消火、通報、避難等の訓練の実施 |
| ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施 |
| エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施 |
| オ 従業員等に対する防災教育の実施 |

イ 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(4) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるため、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(3)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

- | |
|---------------------------|
| ア 消防用設備等を集中管理する総合操作盤の維持管理 |
| イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導 |

(5) 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

ア 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、法令に基づき、消火設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体

を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

防火施設の整備にあたっては、重要文化財（建造物）については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定）に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても、本指針を勘案して行う。」

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもと文化財建造物の消火訓練を行う。

5 消防力の整備

震災編・第2章・第3節・第1・3「火災の拡大防止」に準ずる。（震災-2-11～12参照）

第2 災害応急対策計画

項目	担当部	関係機関
1 応急活動体制	本部事務局、消防部、各部	県、八千代警察署、防災関係機関等
2 情報収集・伝達体制	本部事務局、消防部、各部	県、八千代警察署、防災関係機関等
3 災害救助法の適用	本部事務局	県、国
4 消防活動	消防部	消防団
5 救助・救急	消防部	県、八千代警察署、消防団、事業所、自主防災組織
6 交通規制	都市整備部	千葉国道事務所、千葉土木事務所、八千代警察署
7 避難対策	本部事務局、各部	八千代警察署、消防団、自主防災組織
8 救援・救護	本部事務局、各部	八千代警察署、習志野保健所、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、自主防災組織

1 応急活動体制 【本部事務局 消防部 各部】

大規模火災が発生した場合には、状況に応じ、市職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制 【本部事務局 消防部 各部】

災害対策を迅速かつ的確に行うためには、被災地域や被害の程度をいち早く把握することが重要である。消防部は、本部事務局をはじめ市各部と連携し、市民、各消防署、八千代警察署等から以下に示す火災発生等の情報を収集する。

消防部は、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 火災の発生状況 | (2) 使用可能な消防水利の状況 |
| (3) 人的被害の状況 | (4) 自治会・自主防災組織等の活動状況 |
| (5) 通行可能な道路の状況 | (6) 無線通信の状況 |

3 災害救助法の適用 【本部事務局】

災害救助法の適用については、震災編・第3章・第19節「災害救助法の適用」に準ずる。（震災-3-142～143 参照）

なお、大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用される。

4 消防活動 【消防部】

消防部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

市の消防力では対処することが困難な規模の火災、救出活動等が発生した場合は、「千葉県広域消防相互応援協定」、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、県内の消防機関に対して、消防活動の応援要請を行う。

なお、知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行うこととなっている。

5 救助・救急活動 【消防部】

消防部は、被災者の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ近隣市町村・県・国、その他関係機関に応援を要請する。また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制 【都市整備部】

都市整備部は、八千代警察署と協力し、現場の警察官、千葉国道事務所、千葉土木事務所等関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を行うものとする。

7 避難対策 【本部事務局 各部】

市関係各部は、八千代警察署と協力し、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護

食料・飲料水・生活必需品等供給計画については、震災編 第3章・第12節「生活救援対策」(震災-3-100～109 参照)、医療救護計画については、震災編 第3章・第8節「応急医療救護」に準ずる。(震災-3-81～86 参照)

第2節 林野火災対策計画

市の北部等にはまとまった林野があり、林野火災の発生も懸念されるところである。

これらの林野で火災が発生した場合には、地形、水利等の関係から大規模火災となるおそれがあるため、林野火災対策について定める。

第1 災害予防計画

項目	担当部	関係機関
1 広報宣伝	消防本部、経済環境部、教育委員会、各部	県
2 法令による規制	消防本部	県
3 予防施設の整備等	消防本部	県

1 広報宣伝 【消防本部 経済環境部 教育委員会 各部】

(1) テレビ、ラジオ、新聞等の各種広報などによる注意喚起

市は、県と連携し、広報誌、CATVやインターネット等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

(2) 学校教育による指導

市は、県と連携し、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

2 法令による規制 【消防本部】

(1) 市条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市は、市民に対し、火災警報発令下における市条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 市条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入れ者の責務を厳守させる。

3 予防施設の整備等 【消防本部】

(1) 消火施設の設置

市は、林野周辺の消防水利の整備に務める。

(2) 防御機器等の整備

市は、林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

(3) 防災訓練の実施

市は、機会をとらえ、図上による演習や各機関と共同の総合訓練を実施する。

第2 災害応急対策計画

項目	担当部	関係機関
1 総合消防体制の確立	本部事務局、消防部、各部	県、八千代警察署、防災関係機関等
2 避難対策	本部事務局、各部	八千代警察署、消防団、自主防災組織
3 立入禁止区域の設定等	本部事務局、消防部	八千代警察署、消防団

1 総合消防体制の確立 【本部事務局 消防部 各部】

林野火災が発生した場合は、消防部は以下のとおり、迅速に消防活動を行い、火災の拡大を防御する。その他消防活動については「八千代市消防本部警防規程」による。

(1) 警報連絡体制の確立

市は、火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した市長が実施する。そのため、市長は、応援消防組織の指揮を行うための指揮体制を早期に確立させる。

(3) 広域応援体制の確立

消防活動の応援については、「千葉県消防広域応援基本計画」、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づいて応援要請を行う。

(4) 航空機による空中消火体制の確保

市は、航空機による空中消火活動が有効・不可欠と判断した場合は、直ちに、知事に対し、自衛隊、千葉市消防局等関係機関に対し、必要な要請を行う。

(5) 救護体制の確立

市は、市医師会及び市歯科医師会、並びに日本赤十字社千葉県支部が編成する医療救護チームの活動、その他医療救護体制の確立を図る。

2 避難対策 【本部事務局 各部】

市は、八千代警察署と連携し、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び災害危険箇所等の所在、並びに災害の概要、その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、必要に応じて避難所を開設する。

3 立入禁止区域の設定等 【本部事務局 消防部】

市は、必要に応じて、立入り禁止区域の設定等について、必要な要請を行う。

八千代警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、本編「第6節 道路災害対策計画」（大事故-2-23）に準ずる。

第1 災害予防計画

項目	担当部	関係機関
1 関係法令の遵守	消防本部	県、関係事業所等
2 事業所等における予防対策	消防本部	関係事業所等
3 県・市が行う予防対策	消防本部	県、習志野保健所

1 関係法令の遵守 【消防本部】

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物の取扱い及び取締まりは、下記の法令により定められており、県、市及び関係事業者は、これを遵守するものとする。

種類	法令	対象となる主な施設
危険物	消防法、危険物の規制に関する政令	危険物施設には、化学工場等の製造所、石油タンク、タンクローリー、ガソリンスタンド等が含まれる。
火薬類	火薬類取締法	火薬類取扱事業所には、火薬類製造会社、工事現場の火薬庫が含まれる。
高圧ガス	高圧ガス保安法	高圧ガス取扱事業所には、石油化学等コンビナート製造事業所、LPGガス製造事業所、LPGガススタンド、天然ガススタンド、LPGガス充填所等が含まれる。
毒物劇物	毒物及び劇物取締法	農薬や塗料、その他危険な化学薬品の製造・輸入販売に関する事業所等が含まれる。

2 事業所等における予防対策 【消防本部】

事業所等は、各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、災害予防に万全を期するものとする。

(1) 危険物取扱事業所

ア 人員の配置

消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その規模に応じ、次の人員を配置する。

危険物保安監督者の選任	危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
危険物保安統括管理者の選任	危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
危険物施設保安員の選任	危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

イ 災害予防対策

事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

事業所等の自主的保安体制の確立	各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
住民安全対策の実施	大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 高圧ガス取扱事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るために、速やかに防災体制を確立する。

防災組織の確立	防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。
通報体制の確立	事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
緊急動員体制の確立	大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。
相互応援体制の確立	事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
防災資機材の整備	防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。
保安教育の実施	従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
防災訓練の実施	取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(3) 火薬類取扱い事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るために、速やかに防災体制を確立する。

警戒体制の整備	火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。
防災体制の整備	災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るために、速やかに防災体制を確立する。

安全教育の実施	従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
防災訓練の実施	取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(4) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

毒物劇物取扱責任者の設置	毒物劇物を直接取扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。
管理体制の整備	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。
施設の保守点検	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。
教育訓練の実施	毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

3 県・市が行う予防対策 【消防本部】

県及び市は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

また、監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

危険物施設の把握と防災計画の策定	危険物施設、貯蔵・取り扱う危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
監督指導の強化	危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を実施し、関係法令を遵守させる。
消防体制の強化	消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

第2 災害応急対策計画

項目	担当部	関係機関
1 事業所等における応急対策	本部事務局、消防部	関係事業所等
2 県・市の応急対策	本部事務局、消防部、各部	県、習志野保健所
3 危険物等による環境汚染の防止対策	経済環境部、上下水道部、消防部	県、習志野保健所

1 事業所等における応急対策 【本部事務局 消防部】

(1) 危険物取扱事業所

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

通報体制	責任者は、災害が発生した場合、消防本部に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。また被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。
初期活動	責任者は、消防用設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。
避難	責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 高圧ガス取扱事業所等

高圧ガス取扱事業所等の責任者は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

緊急通報	高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。
災害対策本部等の設置	高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
応急措置の実施	防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。
防災資機材の調達	防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。
被害の拡大防止措置	可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器などで漏えいしたガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(3) 火薬類取扱事業所等

火薬類取扱事業所等の責任者は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

緊急通報	火薬類施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。
災害対策本部等の設置	火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
応急措置の実施	防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 毒物劇物取扱事業所等

毒物劇物取扱事業所等の責任者は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

緊急通報	毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、習志野保健所、警察署、又は消防機関へ通報を行う。
応急措置の実施	毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

2 県・市の応急対策 【本部事務局 消防部 各部】

(1) 危険物

災害の規模、態様に応じ、県及び市は、関係機関との密接な連携の下、次の応急対策を実施する。

災害情報の収集及び報告	消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。
救急医療	当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。八千代警察署、その他関係機関はこれに協力する。
消防活動	消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。
避難	市は、八千代警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。
警備	八千代警察署は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため、警戒活動を実施する。
交通対策	道路管理者、八千代警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。
原因の究明	県、千葉労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(2) 高圧ガス

緊急通報	通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
応急措置の実施	防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。
防災資機材の調達	県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。また、八千代警察署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。
被害の拡大防止措置及び避難	防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 市は、必要に応じ避難指示を行う。
原因の究明	県、千葉労働局、消防機関（火災のみ）、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(3) 火薬類

緊急通報	通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。
応急措置の実施	防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。
被害の拡大防止措置及び避難	防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 市は、必要に応じ避難指示を行う。 八千代警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。
原因の究明	県、千葉労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(4) 毒物劇物

緊急通報	県（習志野保健所）、八千代警察署及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。
被害の拡大防止	消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。
救急医療	県（習志野保健所）、八千代警察署及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
水源汚染防止	県（習志野保健所）は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。上下水道部は、直ちに取水停止、住民への広報、応急給水活動等必要な措置を講ずる。
避難	市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難指示を行う。

3 危険物等による環境汚染の防止対策 【経済環境部 上下水道部 消防部】

経済環境部、消防部、上下水道部は、関係機関と協力して、危険物等の漏えいによる環境汚染に對処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第4節 鉄道災害対策計画

市内の鉄道は、運行本数、利用者が多く、鉄道における列車の衝突等が発生した場合、多数の死傷者が発生することが想定されるため、鉄道災害への対策を定める。

第1 災害予防計画

項目	担当部	関係機関
1 鉄道事業者の予防対策	—	京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)
2 国・県・市等の予防対策	消防本部、都市整備部、総務部	国、県、京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)

1 鉄道事業者の予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

2 国・県・市等の予防対策 【消防本部 都市整備部 総務部】

- (1) 国、公共機関、県・市及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 国、県・市、道路管理者及び京成電鉄㈱は、踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施等踏切道の改良に努める。

第2 災害応急対策計画

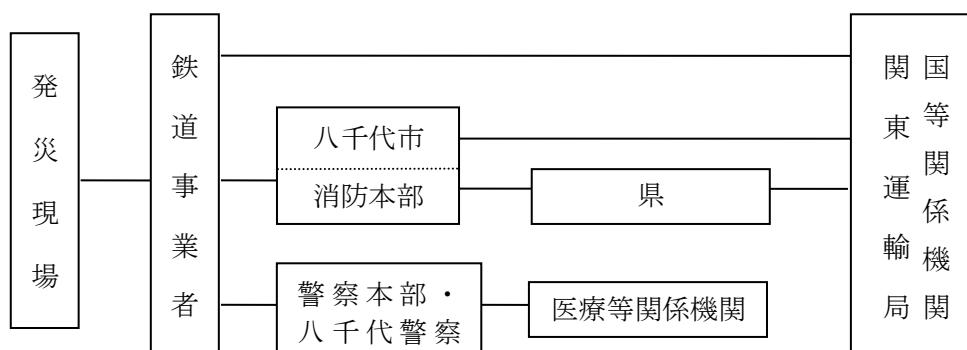
項目	担当部	関係機関
1 市の応急活動体制	本部事務局、消防部、各部	—
2 情報収集・伝達体制	本部事務局、消防部、各部	関東運輸局、県、八千代警察署、京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)
3 相互協力・派遣要請計画	本部事務局、消防部、各部	県、京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)、東洋バス(株)、自衛隊
4 消防活動	消防部	京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)、消防団
5 救助・救急活動	消防部	県、八千代警察署、市医師会、消防団、京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)、自主防災組織
6 交通規制	都市整備部	八千代警察署
7 避難対策	本部事務局、消防部、各部	県、京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)、八千代警察署、消防団
8 各事業者の応急・復旧対策	—	県、京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)

1 市の応急活動体制 【本部事務局 消防部 各部】

市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制 【本部事務局 消防部 各部】

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

機関名	担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTT FAX
関東運輸局	総務部 安全防災・危機管理課	—	—	045-211-7269 ※大規模事故災害時は鉄道部安全指導課 045-211-7240	045-681-3328
京成電鉄(株)	運輸指令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
東葉高速鉄道(株)	安全防災課 運輸施設部 電気区	500-9751	500-9752	047-458-0039 047-458-0127	047-458-0137

3 相互協力・派遣要請計画 【本部事務局 消防部 各部】

- (1) 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- (2) 市は、被害の規模に応じて、県や近隣市町村に応援を要請するものとする。また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動 【消防部】

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消防機関に通報する。
- (2) 消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急計画 【消防部】

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に通報する。
- (2) 消防部は、必要に応じ、民間からの協力を得ながら、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 市医師会等医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 交通規制 【都市整備部】

八千代警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

7 避難対策 【本部事務局 消防部 各部】

- (1) 発災時には、市及び八千代警察署等は、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難所を開設する。

8 各事業者の応急・復旧対策

(1) 京成電鉄(株)

列車事故により多数の死傷者が発生、若しくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。

ア 被害状況等の調査報告

- ① 利用者の被害状況の把握
- ② 施設・設備等の被害及び復旧状況
- ③ その他災害に関する情報

イ 救護活動

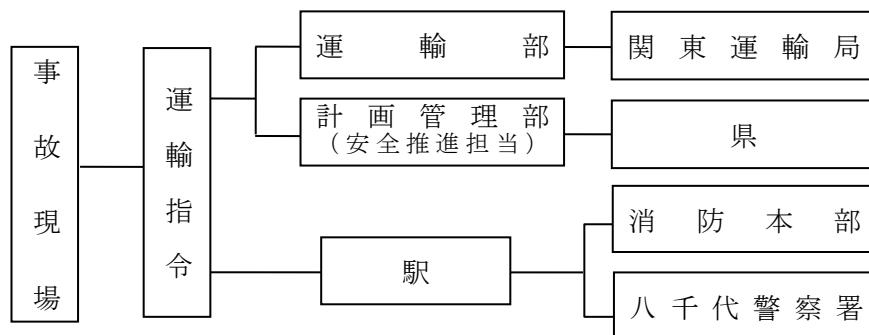
事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動にあたるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。

ウ 広報活動の実施

列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期する。

エ 大規模事故災害が発生した場合における情報連絡体制

大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、八千代警察署及び消防本部に連絡する。

**オ 大規模事故発生時の動員体制**

大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常招集を指示する。

(2) 東葉高速鉄道株

事故・災害が発生又は発生のおそれのあるときは、「事故・災害等対策規程」の定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び事故・災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

ア 事故・災害等対策本部の設置

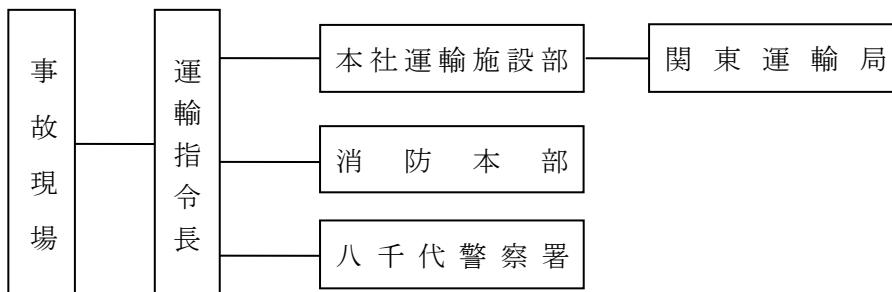
事故・災害の発生により輸送に著しい支障が生じる場合は、本社内に事故・災害等対策本部、現地に現地対策本部を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。

イ 救護

現地対策本部長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「事故・災害等対策規程」の定めるところにより、現地対策本部運輸班、施設班を待機させ、出動要請に備えておく。

(情報連絡体制)

鉄道の事故発生時の連絡系統図



第5節 航空機災害対策計画

航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

なお、発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港㈱、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的に対応する。

別表1 防災関係機関

機関名等
航空事業者（災害原因者）
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部（東京航空事務所）
東京航空交通管制部
成田国際空港㈱
千葉県
市町村
警察庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警察署
海上保安庁
千葉海上保安部
銚子海上保安部
防衛省
陸上自衛隊第1空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防（局）本部
（公社）千葉県医師会
地区医師会
（一社）千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
（一社）千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話㈱
㈱NTTドコモ 千葉支店
KDDI㈱
東京電力パワーグリッド㈱京葉支社
ソフトバンク㈱
楽天モバイル㈱

第1 災害予防計画

項目	担当部	関係機関
1 情報の収集・連絡体制の整備	消防本部、総務部	県
2 協力・応援体制の整備	消防本部、総務部	県
3 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材の整備等	消防本部、総務部、健康福祉部	防災関係機関

1 情報の収集・連絡体制の整備 【消防本部 総務部】

市は、関係各部及び関係機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

2 協力・応援体制の整備 【消防本部 総務部】

市は、関係機関相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材の整備等

【消防本部 総務部 健康福祉部】

市は、発災時における業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

また、市内各関係機関においても発災時における業務に必要な資機材等の整備及び備蓄を図るよう促進する。

第2 災害応急対策計画

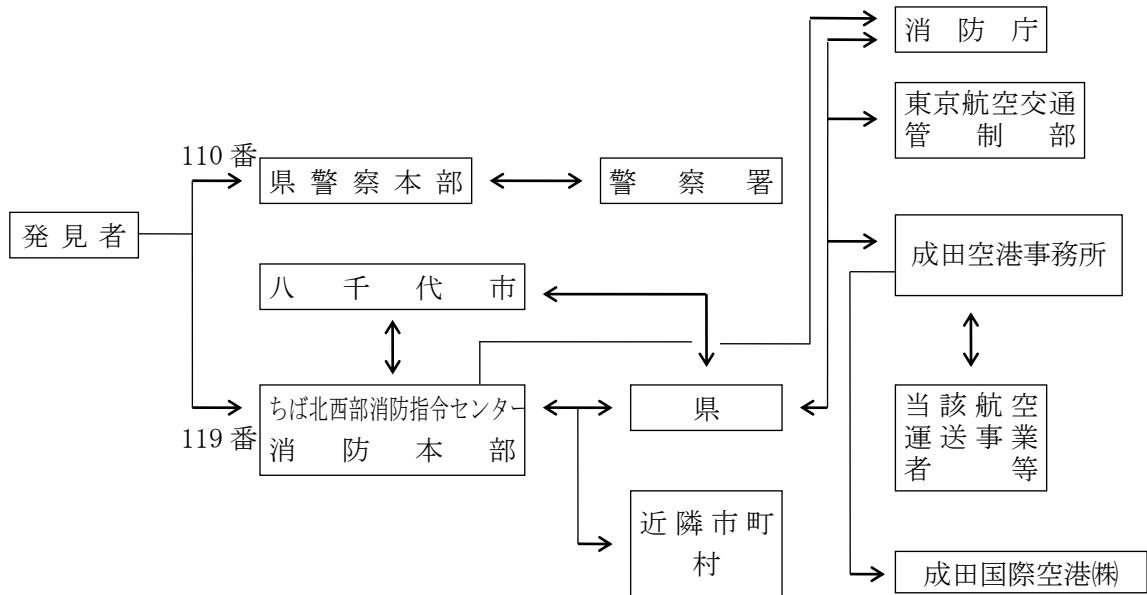
項目	担当部	関係機関
1 情報連絡	本部事務局、消防部	県、八千代警察署
2 消防活動	消防部	—
3 救出救護活動	消防部、健康福祉部	日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会
4 救急搬送	消防部	—
5 遺体の収容	消防部、健康福祉部	県、八千代警察署、市医師会、市歯科医師会
6 交通規制	都市整備部	八千代警察署
7 広報	総務部、企画部	放送機関
8 防疫及び清掃	健康福祉部、経済環境部	習志野保健所
9 応援体制	本部事務局	県、八千代警察署、成田空港事務所

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、本市は、県地域防災計画上、「その他の地域」の市町村として、必要な応急対策を行う。

1 情報連絡 【本部事務局 消防部】

市は、初動体制を早期に確立するため、下記のルートにより関係機関相互の情報の伝達を緊密に行う。



2 消防活動 【消防部】

消防部は、航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

また、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を

期するため、警戒区域を設定する。

なお、災害の規模等が大きく、市単独では対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

3 救出救護活動 【消防部 健康福祉部】

消防部は、乗客、地域住民等の救出のため、担架等救出に必要な資機材を投入して迅速に救出活動を実施する。

また、現場付近に応急仮設救護所を開設して傷病者を救護し、傷病に応じて医療機関へ搬送する。

なお、応急救護所には、災害派遣医療チーム（D.M.A.T）の派遣を県に要請するほか、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会等の協力を得て医療チームを派遣する。

4 救急搬送 【消防部】

消防部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

5 遺体の収容 【消防部 健康福祉部】

遺体の収容は、市が、遺体一時保存所、検案場所を設置して行う。

なお、遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、震災編 第3章・第13節・第4「行方不明者及び遺体の搜索・収容・埋葬」に準ずる。（震災-3-116～117 参照）

6 交通規制 【都市整備部】

八千代警察署は、被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報 【総務部 企画部】

市は、関係機関等と連携し、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は防災行政用無線等で、周辺住民、旅客、送迎者に対して次の広報を行う。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難指示及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

8 防疫及び清掃 【健康福祉部 経済環境部】

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、また、事故現場の清掃については、市が中心となって、それぞれ震災編第3章・第13節「清掃・防疫・保健等」に準じて（震災-3-110～118 参照），的確に応急対策を講ずる。

9 応援体制 【本部事務局】

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

各機関の主な応援事項は次のとおりとし、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港㈱	人員及び物資の派遣及び調達

第6節 道路災害対策計画

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図る。

なお、計画の対象となる道路災害は、次のとおりとする。

- 橋梁の落下
- 斜面及びよう壁の崩落や落石等による道路構造物の被災
- 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出 等

第1 災害予防計画

項目	担当部	関係機関
1 道路構造物の被災の予防	都市整備部	千葉国道事務所、千葉土木事務所
2 危険物等を積載する車両事故等の予防	消防本部	県、輸送事業者

1 道路構造物の被災の予防 【都市整備部】

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>ア 管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>イ 危険箇所及び全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>ウ 災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>

実施項目	実施者	実 施 内 容
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	ア 市道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 イ 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両事故等の予防 【消防本部】

輸送事業者は危険物の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

なお、消防法で規定する「危険物」以外は次の関係法令を遵守するものとする。

種類	法令
毒物、劇物	毒物及び劇物取締法
高圧ガス	高圧ガス保安法
火薬類	火薬類取締法

第2 災害応急対策計画

項目	担当部	関係機関
1 道路構造物の被災に対する応急対策	本部事務局, 企画部, 都市整備部, 消防部	八千代警察署, 千葉国道事務所, 千葉土木事務所
2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策	本部事務局, 総務部, 企画部, 健康福祉部, 経済環境部, 都市整備部, 消防部	輸送事業者, 八千代警察署, 千葉国道事務所, 千葉土木事務所, 消防団

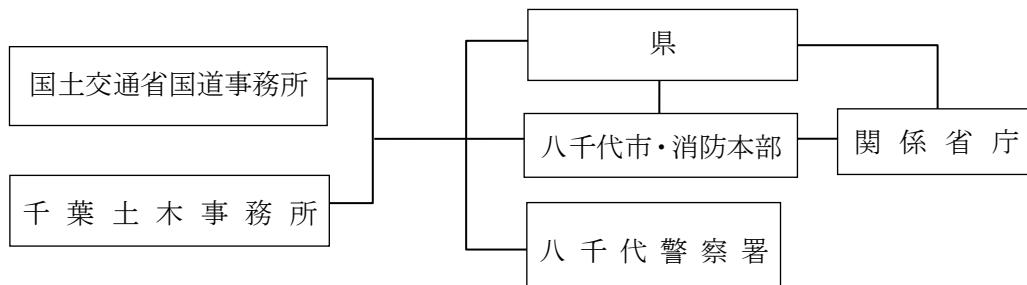
1 道路構造物の被災に対する応急対策【本部事務局 企画部 都市整備部 消防部】

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、市、消防本部、八千代警察署及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路管理者は、道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するための体制をとるものとする。

市は、必要に応じ災害対策本部の設置等の体制をとるものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び 八千代警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。
	市	通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	① 二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。

実施項目	実施者	実施内容
	県	<p>② 障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。</p>
		<p>① 県が所管する道路においては、道路管理者として上記業務を実施する。</p> <p>② 市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。</p> <p>③ 八千代警察署はじめ県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。</p>
	市	<p>① 市が所管する道路においては、道路管理者として上記業務を実施する。</p> <p>② 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するために必要な措置をとるものとする。</p> <p>③ 災害の規模が大きく市及び消防部では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。</p> <p>④ 県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>

2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策

【本部事務局 総務部 企画部 健康福祉部 経済環境部 都市整備部 消防部】

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講すべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び八千代警察署等は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

市は、八千代警察署と協力し、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

(5) 広報

市は、関係機関と協力し、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等の内容説明や安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

第7節 放射性物質事故対策計画

第1 基本方針

本市を含む千葉県には「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所^(※1)の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所^(※2)のほか、核原料物質使用事業所^(※3)や核燃料物質使用事業所^(※4)が存在している。また、市には放射性同位元素等取扱事業所も複数立地している。

なお、千葉県内は、防災指針（「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には含まれていない。さらに、核原料物質^(※5)、核燃料物質^(※6)又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素^(※7)又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、本県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民及び市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んでいる。

これらを受け、「八千代市地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所^(※8)及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途県が定める「放射性物質事故対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）」によることとするが、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、県計画を改訂することとなっており、市もこれに準じて対応するものとする。

※1 原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所

※2 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※3 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※4 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※5 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※6 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※7 放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※8 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2 放射性物質事故の想定

1 放射性物質取扱事業所における事故の想定

市内の放射性物質取扱事業所は、原子力災害対策特別措置法の対象事業所には該当せず、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、人為的ミスや地震、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

2 核燃料物質の運搬に伴う事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、原子力施設が多数所在する茨城県に至る市内の幹線道路を通過する可能性がある。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立入禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

3 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故の想定

茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

第3 災害予防計画

項目	担当部	関係機関
1 放射性同位元素等使用事業所に係る事故予防対策	消防本部、総務部、経済環境部	県、八千代警察署、放射性物質取扱事業所
2 市内の放射性物質取扱事業所の把握	消防本部、総務部、経済環境部	県、放射性物質取扱事業所
3 情報の収集・連絡体制の確保	消防本部、総務部	県、八千代警察署、市医師会、放射性物質取扱事業所
4 通信手段の確保	消防本部、総務部	県、八千代警察署、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
5 応急活動体制の整備	消防本部、総務部、経済環境部、各部	県、八千代警察署、放射性物質取扱事業所
6 環境放射線モニタリング体制整備への協力	経済環境部	県
7 緊急時被ばく医療体制整備への協力	消防本部、健康福祉部	県、八千代警察署
8 退避誘導体制の整備	消防本部、経済環境部、総務部、健康福祉部、子ども部、各部	自主防災組織
9 広報相談活動体制の整備	総務部、経済環境部、企画部	—
10 防災教育・防災訓練の実施	総務部、各部	防災関係機関

1 放射性同位元素等使用事業所に係る事故予防対策

【消防本部 総務部 経済環境部】

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ市、消防本部、八千代警察署、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 市内の放射性物質取扱事業所の把握 【消防本部 総務部 経済環境部】

市は、県と連携し、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

3 情報の収集・連絡体制の整備 【消防本部 総務部】

市は、県と連携し、国、関係市町村、八千代警察署、市医師会、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

4 通信手段の確保 【消防本部 総務部】

市及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政用無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

5 応急活動体制の確保 【消防本部 総務部 経済環境部 各部】

(1) 職員の活動体制

市は、県と連携し、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、県と連携し、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、その他の関係機関との連携を図るものとする。

また、市は、県が行う、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に協力するものとする。

(3) 広域応援体制の整備への協力

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、市は、県が行う、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実に協力するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

市・消防本部、県、八千代警察署、核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

6 環境放射線モニタリング体制整備への協力 【経済環境部】

(1) 平常時における環境放射線モニタリング実施への協力

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。市は、これに必要な協力をを行うものとする。

(2) 放射線測定器等の整備

市は、県に準じて、平常時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

7 緊急時被ばく医療体制整備への協力 【消防本部 健康福祉部】

(1) 被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。市は、これに必要な協力をを行うものとする。

また、市は、あらかじめ県、他市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

県は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。市は、これに必要な協力をを行うものとする。

8 退避誘導体制の整備

【消防本部 経済環境部 総務部 健康福祉部 子ども部 各部】

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

9 広報相談活動体制の整備 【総務部 経済環境部 企画部】

放射性物質事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに市民等からの問合せに係る窓口の設置や、市民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

10 防災教育・防災訓練の実施 【総務部 各部】

(1) 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

(2) 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

(3) 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

第4 災害応急対策計画

項目	担当部	関係機関
1 情報の収集・連絡	本部事務局、総務部、経済環境部、消防部	県、八千代警察署、放射性物質取扱事業所等
2 事業者の応急対策活動	一	県、放射性物質取扱事業所等
3 緊急時における環境放射線モニタリング等の協力	経済環境部、各部	県
4 市対策本部の設置	本部事務局、各部	一
5 情報の分析・整理	本部事務局、企画部	県
6 防護対策	本部事務局、総務部、健康福祉部、消防部	県
7 緊急時被ばく医療体制	健康福祉部	県
8 広報相談活動	本部事務局、総務部、企画部	報道機関
9 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等	経済環境部、上下水道部	県、八千代商工会議所、八千代市農業協同組合
10 消防活動	消防部	県、放射性物質取扱事業所
11 広域避難	本部事務局、総務部、企画部、各部	県

1 情報の収集・連絡 【本部事務局 総務部 経済環境部 消防部】

(1) 市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに次の事項について、県、市、消防部、八千代警察署及び国の関係機関に通報するものとする。事故情報等については、隨時、連絡を行うものとする。

なお、市は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて、文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、県、周辺市町など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、県は、独立行政法人放射線医学総合研究所に対し、必要に応じ、環境放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うこととなっている。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

(2) 市内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、消防部、県、八千代警察署及び国の関係機関に通報するものとする。上記以外の事故であっても同様に通報するものとする。

なお、市は、火災・災害等即報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告する。また、県は、併せて原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

(3) 県外の原子力事業所に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うこととする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の通報

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

2 事業者の応急対策活動**(1) 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動**

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の拡大防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために必要な措置を直ちに講ずるものとする。

(2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

3 緊急時における環境放射線モニタリング等の協力 【経済環境部 各部】

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。市は、県の要請があった場合は、これに必要な協力をを行う。

- (1) 大気汚染調査（環境生活部）
- (2) 水質調査（総務企画部、健康福祉部、環境生活部、企業局）
- (3) 土壌調査（環境生活部、農林水産部）
- (4) 農林水産物への影響調査（農林水産部）
- (5) 食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）
- (6) 市場流通食品等検査（健康福祉部）
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）
- (8) 廃棄物調査（総務企画部、環境生活部、県土整備部、企業局）

※この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

4 市対策本部の設置 【本部事務局 各部】

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

※第1章・第2節・第1「非常配備及び本部設置の基準」(大事故-1-2 参照)

5 情報の分析・整理 【本部事務局 総務部 企画部】

市は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県・国及び関係機関との連携を図るものとする。

6 防護対策 【本部事務局 総務部 健康福祉部 消防部】

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。

なお、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、県の連絡又は退避・避難の要請があった場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずるものとする。

7 緊急時被ばく医療体制 【健康福祉部】

県は、必要に応じ、国及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

市は、県の要請があった場合は、これに必要な協力をを行う。

8 広報相談活動 【本部事務局 総務部 企画部】

放射性物質事故が発生した場合、市民等が動搖と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問合せに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

- (1) 情報の伝達は、防災行政用無線、広報車、市ホームページ等、並びにテレビ及びラジオ等の報道機関への協力要請により行うものとする。
- (2) 市民等（外国人を含む）からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康新聞に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

9 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等 【経済環境部 上下水道部】

市は、県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

10 消防活動 【消防部】

市内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

11 広域避難

被災者を市外へ広域避難させる場合、又は市外から受入れる場合は、以下のとおり行う。

(1) 広域避難の要請 【本部事務局】

ア 県内市町村間における広域避難

本市から県内の他市町村への広域避難が必要な場合は、被災者の受入れについて他の市町村長と協議する。

なお、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れ、また、県は受入れ先市町村の調整を行うものとされている。

イ 都道府県域を越える広域避難

県域を越える避難が必要な場合は、市は県に対し、他の都道府県への受入協議等を要請する。

なお、他の被災都道府県から県内への広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村と調整し、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとなっている。

(2) 広域避難者への支援 【総務部 企画部 各部】

県内の他市町村や県から広域避難者の受入れについて要請を受けた場合は、市内の被災などで受入れ困難な場合を除いて受入れを行うものとする。

ア 避難者情報の提供

避難者を受入れた場合、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、市は、広域避難者に対し公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第5 災害復旧対策計画

項目	担当部	関係機関
1 汚染土壤の除去等	経済環境部、各部	県、放射性物質取扱事業所等
2 各種制限措置等の解除	上下水道部、経済環境部	県
3 被災住民の健康管理	健康福祉部、子ども部	県、習志野保健所
4 風評被害対策	企画部	県
5 廃棄物等の適正な処理	経済環境部	県

1 汚染土壤の除去等 【経済環境部 各部】

市は県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壤等の除染等の措置を行うものとする。

また、放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除 【上下水道部 経済環境部】

市は県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3 被災住民の健康管理 【健康福祉部 子ども部】

市は県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策 【企画部】

市は県・国等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより、風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理 【経済環境部】

市は県・国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壤等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。